

綾町新型コロナウイルス感染症緊急対策
経済影響事業者支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の感染拡大に伴う経済活動の停滞により町内の商工業者に甚大な影響があることに鑑み、事業継続を支援することを目的に、事業者支援給付金を支給することについて、給付金等の交付に関する規則(昭和43年綾町規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町長は、次条に規定する交付対象者に対し、この要綱の定めるところにより、綾町新型コロナウイルス感染症緊急対策経済影響事業者支援給付金(以下「給付金」という。)を交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 この要綱において、給付金を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和3年4月1日時点において町内に商業・工業の事業を有する又は町内に住所を有する者が町外で商業・工業の事業所を有するいずれかの場合の個人事業主および中小企業者等。
- (2) 令和3年4月1日までに開業した事業者であって、今後も事業継続の意思のある事業者であること。
- (3) 令和3年4月または5月の事業収入が新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年若しくは前々年同月比で20%以上減少していること。ただし事業費の比較ができない場合は、開業月からの平均事業収入を基準とする。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 申請時点において、町税等を滞納していない者であること。

(補助金の額)

第4条 給付金の額は、1事業者1回限りとし、下記のとおりとする。ただし、1つの事業所が複数の店舗を営んでいる場合にあっても、給付金は事業者1者に対し1回限りとする。

従業員数	給付金額(円)
19人以下	100,000
20人以上49人以下	300,000
50人以上	500,000

(給付金の申請)

第5条 給付金の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 綾町新型コロナウイルス感染症緊急対策経済影響事業者支援給付金交付申請書兼委任状(別記様式第1号)
 - (2) 事業を営んでいることが確認できる書類
 - (3) 事業収入が減少となった月の売上を証する書類
 - (4) 事業収入の減少となった月の比較月の売上を証する書類(所得税確定申告書又は住民税申告書写し等)
 - (5) 従業員数を証する書類
 - (6) 通帳等の写し
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- (申請及び交付の方法)

第6条 申請書による申請書の提出及び交付の方法は、感染症拡大防止の観点から次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うことができる。

- (1) 郵送申請方法 申請書が申請書を郵送により本町に提出し、本町が申請者から指定された金融機関の口座に補助金を振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を本町の窓口に出し、本町が申請者から指定された金融機関の口座に給付金を振り込む方式
- (事業の変更)

第7条 前条の申請書若しくは添付書類の内容に変更(町長が認める軽微なものを除く。)が生じたとき、又は第8条の補助金の返還に該当することが明らかになったときは、速やかに、綾町新型コロナウイルス感染症緊急対策経済影響事業者支援給付金事業変更承認申請書(別記様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は申請者が虚偽その他不正な手段により給付金の交付決定を受けたときは、給付金の交付決定を取り消し、既に交付した給付金を返還させることができる。

2 給付金の交付を受けた者が交付申請日から3年を満たないで事業継続を終了したときは、給付金の交付決定を取り消し、既に交付した給付金を返還させることができる。

3 町長は、給付金の交付決定を取り消したときは、綾町新型コロナウイルス感染症緊急対策経済影響事業者支援給付金返還命令書(別記様式第3号)により給付金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金申請期間)

第9条 この給付金の交付対象となる期間は令和3年11月1日までに申請を受け付けたものを対象とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。